

## 公共事業事前評価調書(事前評価1)

事業名	一般廃棄物処理施設整備事業（日明工場建て替え）					
事業箇所	小倉北区西港町96番地2号	事業期間	平成28年度～36年度			
実施主体	市	担当課	環境局施設課（内線：2184）			
全体事業費 （概算）	32,116百万円	事業費 内訳 （百万 円）	市負担	循環型社会 形成推進 交付金	起債	その他
	【内訳】（百万円） ・測量2 ・環境アセスメント108 ・機種選定委員会運営補助業務5 ・基本設計32 ・実施設計45 ・建設工事31,924		2,259	10,705	19,152	
関連する 市の計画	北九州市循環型社会形成推進基本計画（以下「基本計画」という。） 公共事業マネジメント基本計画（社会インフラ版）					
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたり北九州市における一般廃棄物の安定処理を行う。</li> <li>災害時における安定処理を確保するとともに、地域の防災拠点としての機能を維持する。</li> <li>福岡県北東部地方拠点都市地域（H28年度以降は連携中枢都市圏）における中核都市として周辺都市を含めた広域処理を実施する。</li> </ul>					
事業概要	<p>ごみの焼却工場の寿命は概ね20年であるが、延命化工事を実施し、寿命を30年程度まで延長して使用している。</p> <p>日明工場は平成3年の稼動以来延命化工事を経て24年が経過していることから、寿命到達後の更新を行うものである。</p> <p>については、当該工場を建替えるため基本計画、環境アセスメント、基本設計、実施設計、建設工事を同一敷地内で順次実施する。</p>					
事業実施の 背景（社会 経済情勢、 これまでの 経緯）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市焼却工場の果たすべき役割 市で発生する一般廃棄物の安定処理は当該市の義務である。 また、他都市一般廃棄物を基本協定に基づき、3市5町から受け入れを行っている。一方で、国からは中核都市に求める処理施設のあり方として、効率的で広域処理が可能な災害に強い施設が求められている。 これを受け「北九州市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「災害にも強い広域的・効率的な廃棄物処理システムの確立」を盛り込んでいる。また、連携中枢都市圏構想に基づく「北九州都市圏（H28形成予定）の取組みの中で、広域処理を行う方向で検討を進めている。</li> <li>日明工場の役割 日明工場については、小倉北区西港町という利便性の高い場所に位置しており、効率の良い廃棄物受入れ拠点となっている。</li> <li>日明工場の課題 ごみ焼却工場の寿命は延命化工事を実施した場合、概ね30年であるが、平成3年竣工から既に24年経過している為、老朽化が進んでいる。</li> </ul>					

	もし、日明工場を廃止した場合、現在受け入れている他都市ごみが処理できないばかりか、市内発生ごみの全量処理も不可能となる。				
事業 スケジュール	平成27年度～平成28年度 基本計画の中間見直し（環境審議会における審議） 平成28年度～平成30年度 環境アセスメント 平成28年度～平成29年度 機種選定委員会 平成29年度 基本設計 平成30年度～平成32年度 実施設計 平成32年度 着工 平成36年度 竣工 平成37年度 供用開始				
事業の 目標	成果指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
	目標1 市内発生ごみ安定処理	平成27年度	100%	平成37年度	100%
	【指標設定理由】 市内で発生した可燃性一般廃棄物について安定的に処理する必要があるため。				
	目標2 災害対応力の強化	平成27年度		平成37年度	
【指標設定理由】 災害時における安定処理体制を確保するとともに、地域の防災拠点化を目指す必要があるため。					
目標3 他都市ごみの安定的受け入れ	平成27年度	8万t	平成37年度	※ 検討中	
【指標設定理由】 周辺他都市を含めた地域全体の環境保全と循環型社会構築に向けた広域処理の取組みを、今後も安定的に継続する必要があるため。					
事業の 必要性	<b>目標に対する課題</b> 1 市内発生ごみ安定処理について 日明工場がなくなった場合、平成37年度における市内発生ごみ量は、残る2工場の年間処理能力とほぼ同じになると予想される。 しかしながら、工場は年に一度約1ヶ月間のオーバーホール停止期間がある。仮に、1工場がオーバーホールの時は能力不足分をピットに積むこととなるが、オーバーホール期間中の半分も積むことができない。 2 災害対応力の強化 日明工場が無ければ、他都市ごみをやめても能力に余裕は全く無く、災害廃棄物の受入はできない。 また、災害発生時においても安定操業ができ、電力等の供給が可能な防災拠点は市民生活を守る上でも必要である。 3 他都市ごみの安定的受け入れ 日明工場が無ければ、現在受け入れている他都市ごみは全く受入れ不可能となる。 ごみ処理の広域化を行うことにより、CO2排出の少ないより効率的な処理が				

		<p>可能となるほか、発電電力は地域エネルギー会社を通して市民に還元される。</p> <p>他都市からは、工場のイニシャルコストとランニングコストにかかる応分の負担をいただいております、市民に対する負担増とはならない。</p>															
	<p>将来需要 (将来にわたる必要性の継続)</p>	<p>市内発生ごみについては市が処理の責任を負う。今後の広域処理のあり方については、基本計画の見直しの中で、連携中枢都市圏の動向や国の方針等を踏まえた検討を実施中。</p> <p>また、今後の工場体制については、次期循環型社会形成推進基本計画策定時(平成32年度頃)に検討する。</p>															
	<p>市の関与の 妥当性</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村で発生する一般廃棄物については、当該市町村に統括的処理責任(処理計画の策定・執行)があり、長期的視野で安定的、効率的な処理体制を構築する責務がある。</p>															
	<p>緊急性 事業の</p>	<p>工場の寿命は通常30年であるが、環境アセスメントの期間等を考慮すると完成は平成37年となり、現工場は寿命を超えてしまう。</p>															
<p>事業の有効性</p>		<p>日明工場を更新した場合、ごみの安定処理と災害対応能力の確保が図れる。</p>															
<p>事業の経済性・ 効率性・採算性</p>		<p>日明工場を廃止し、広域処理を廃止すると、本市負担が約4億円増加する。</p> <p>※ 日明工場建替え、広域処理継続の場合、本市負担 約15億円/年、 日明工場廃止し、広域処理停止の場合、本市負担 約19億円/年 となり、4億円/年コスト縮減が図れる。</p> <p>また、交付金を考慮した場合(( )で表示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理体制</th> <th>支出</th> <th>収入</th> <th>本市負担</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日明更新</td> <td>66億円</td> <td>51億円 (63億円)</td> <td>15億円 (3億円)</td> <td>建設費(3施設)</td> </tr> <tr> <td>日明廃止</td> <td>47億円</td> <td>28億円 (36億円)</td> <td>19億円 (11億円)</td> <td>建設費減(2施設) 他都市委託料減 売電減 維持管理費減 運搬コスト増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支出の維持管理費については焼却処理のコストのみ計上</p>	処理体制	支出	収入	本市負担	内容	日明更新	66億円	51億円 (63億円)	15億円 (3億円)	建設費(3施設)	日明廃止	47億円	28億円 (36億円)	19億円 (11億円)	建設費減(2施設) 他都市委託料減 売電減 維持管理費減 運搬コスト増
処理体制	支出	収入	本市負担	内容													
日明更新	66億円	51億円 (63億円)	15億円 (3億円)	建設費(3施設)													
日明廃止	47億円	28億円 (36億円)	19億円 (11億円)	建設費減(2施設) 他都市委託料減 売電減 維持管理費減 運搬コスト増													
<p>複数案の 比較</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日明工場を廃止した場合、安定処理、災害対応、広域処理が不可能となる。</li> <li>・工場トラブル時、周辺に市内発生ごみ等の処理を委託できる自治体はなく、受入可能な民間施設もない。</li> </ul>															
<p>対応方針案</p>		<p>日明工場を更新し、37年度から稼働する</p> <p>【理由】市の一般廃棄物処理責任を果たす為</p>															

<b>事業の熟度</b>	「ごみ処理施設の今後のあり方」については、循環型社会形成推進基本計画の中間見直しに反映させるため、現在環境審議会で審議中である。
<b>環境・景観への配慮</b>	環境アセスメントは北九州市環境影響評価条例に基づき実施する。 景観への配慮については、北九州市景観アドバイザー等を活用する。